

学校法人大阪医科大学 知的財産取扱規程

(令和2年5月14日施行)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学（以下、「法人」という。）の職員等の発明に係る知的財産権の取扱いに關し必要な事項を定め、もって大阪医科大学（以下、「本学」という。）及びその他法人の設置する学校、医療施設等における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における、用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 「発明」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許権の対象となる発明
 - イ 実用新案権の対象となる考案
 - ウ 意匠権、商標権、回路配置利用権又はプログラム等の著作権の対象となる創作
 - エ 品種登録の対象となる育成
 - オ ノウハウを対象とする案出
- (2) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 法人の役員及び職員
 - イ 法人の役員又は職員以外の者であつて、その雇用に当たり、この規程に従う旨の契約をした者
 - ウ 法人の設備を利用する学外者で、この規程に従う旨の契約をした者
- (3) 「発明者」とは、発明をした職員等をいう。
- (4) 「職務発明」とは、その性質が法人の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が法人における職員等の現在又は過去の職務に属する発明をいう。
- (5) 「特許権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 我が国における特許を受ける権利又は特許権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
 - イ 我が国における実用新案登録を受ける権利又は実用新案権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
 - ウ 我が国における意匠登録を受ける権利又は意匠権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
 - エ 我が国における商標登録出願により生じた権利又は商標権及び外国におけるこれらの権利に相当するもの
- (6) 「回路配置利用権」とは、半導体集積回路の回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権及び外国におけるこれらの権利に相当するものをいう。
- (7) 「プログラム等の著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る

著作権法第21条から第28条までに規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当するものをいう。

- (8) 「育成者権」とは、植物新品種の品種登録を受ける権利又は育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当するものをいう。
- (9) 「ノウハウ」とは、第5号から前号までに規定する権利の対象の有無にかかわらず、技術的情報であって、秘匿することが可能な財産的価値があるものをいう。
- (10) 「ノウハウ使用権」とは、ノウハウを使用する権利をいう。
- (11) 「知的財産権」とは、特許権等、回路配置利用権、プログラム等の著作権、育成者権及びノウハウ使用権をいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明に係る知的財産権は、法人が承継すると決定したときは法人に帰属する。また、法人が承継しないと決定した知的財産権は、当該発明者に帰属する。

(発明の届出)

第4条 職員等が、職務上、発明を行ったときは、所定の様式により発明者が、速やかに学長を通じて理事長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、プログラム等の著作権及びノウハウについては、第三者への開示、提供、実施許諾、譲渡等を行う必要が生じたときに、速やかに届け出なければならない。

(知的財産管理委員会)

第5条 発明に関する事項を審議するため、知的財産管理委員会（以下、「知財委員会」という。）を置く。

2 学長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて、知財委員会を開催し、審査結果を理事長に報告する。

3 理事長は、当該発明について知的財産権を受ける権利を法人が承継するか否かの決定を行い、承継する旨を決定したときは、法人は速やかに承継する。

4 知財委員会の組織及び運用に関する事項は、学長が別に定める。

(職務発明以外の発明等の譲渡)

第6条 理事長は、職務発明に該当しない発明、又は学生等（本学の学生、大学院生及びポストドクターをいう。以下同じ）が行った発明について、当該発明に係る知的財産権を受ける権利を発明した者が法人に譲渡する旨を申し出たときは、前条に準じて承継の可否を決定する。

(出願と管理)

第7条 理事長は、前2条の規定により知的財産権を受ける権利を承継した発明について、速やかに出願手続等を行い適切な管理を行う。

2 前項の出願手続等は、知財委員会の審議に基づいて行う。

- 3 法人が前2条の規定により知的財産権を受ける権利を承継した発明が第三者との共有の場合、法人は、当該第三者との共同出願契約を締結する。
- 4 発明者は、法人から出願手続、拒絶理由通知書への対応、異議申し立てへの対応その他権利の取得及び維持に必要な手続きについて協力を要請されたときは、これに応じなければならない。
- 5 法人が出願手続を行う場合に要する費用及びその権利維持管理に要する費用は、原則として法人が負担する。ただし、第11条ただし書の規定に基づき、発明者がすでに出願の手続きを終えているときは、当該発明者に対して当該出願に要した費用を法人が負担することができる。
- 6 発明者は、特許権等及び育成者権を外国で取得することを希望するときは、発明の届出の際にその旨を記載し、外国出願の要否及び具体的な事項は、知財委員会において審議する。

(知的財産権の活用義務)

- 第8条** 法人は、自ら所有する知的財産権が社会において活用されるように最善の努力をしなければならない。
- 2 発明者は、法人が行う前項の活動に協力しなければならない。
 - 3 職員等は、法人が所有する知的財産権の活用について、法人から協力要請があれば、最大限の協力をしなければならない。

(第三者への実施権等の許諾・譲渡)

- 第9条** 法人が所有する知的財産権の第三者への実施権等の許諾については、知財委員会の意見を聴いて、理事長が決定する。
- 2 法人が所有する知的財産権の第三者への譲渡については、知財委員会の議に基づき、理事長が決定する。
 - 3 前2項に定める実施権等の許諾及び譲渡に関する契約の締結その他必要な事項については、理事長がこれを決定する。

(発明者の実施に対する特例)

- 第10条** 理事長は、承継を受けた知的財産権にかかる発明者が退職し、又は兼業により起業し、自らの発明を活用して成果の普及を推進するときは、当該発明についての知的財産権に関して、特別な配慮を講じることができる。

(発明者等の出願)

- 第11条** 発明者は、第5条の規定に基づき理事長が職務発明でないと認定し、又は知的財産権を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ出願を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があると理事長が判断した場合は、この限りではない。

(決定等の通知)

第12条 理事長は、第5条又は第6条の規定による決定を行ったときは、その旨を速やかに発明者に通知するものとする。

(譲渡の義務)

第13条 理事長が、第5条又は第6条の規定により知的財産権を本学に承継することを決定したときは、発明者は当該知的財産権を法人に譲渡するための手続きを行わなければならない。

(補償金)

第14条 法人は出願した発明の発明者に対し、次に掲げる各号の支払基準及び金額に基づき、発明者に対して補償金を支払う。

- (1) 法人が発明者より知的財産権を受ける権利を承継したときは、1件につき1万円を支払う。
- (2) 承継した知的財産権を受ける権利により知的財産権を付与されたときは、1件につき3万円を支払う。
- (3) 知的財産権の運用又は譲渡等により収入を得たときは、発明者に対し収入から出願費用等の必要経費及び間接経費15%を差引いた額の2分の1を補償金として支払う。
- (4) 発明者が2人以上の場合に對価の受取りを辞退する発明者があるときは、当該對価は法人に帰属するものとし、他の発明者が受け取る對価は前号のとおりとする。
- (5) 発明者又は企業等から、對価の支払以外の条件等による知的財産権の譲渡の申し出がある場合、理事長は知財委員会の議を経て当該知的財産権を譲渡することができる。なお、その条件等については、契約書等により定める。

(共同発明者に対する補償金)

第15条 前条の補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上の場合は、前条により算出された補償金を案分した額を支払う。

2 学外研究機関等との共同発明の場合は、法人と学外研究機関等との持分割合に応じ、発明者に対して補償金を支払う。

(発明者が在職・在学しなくなったときの補償金の支払い)

第16条 補償金を受ける権利は、発明者が退職あるいは卒業した後であっても、その発明が職務発明又は第6条第2項に定める法人が承継を受けた職務発明以外の発明等の知的財産権に係わる場合には、この規程により取扱う。ただし、発明者の連絡先が確認できない場合は、この限りではない。

2 職員等が、退職した後に本学在職中の研究等に基づいて発明を完成したとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第35条に抵触しない範囲で本学と当該職員又は当該職員の所属機関との協議により、当該発明に係わる知的財産権の帰属を決定する。

- (1) 当該発明が完成する直前に退職した場合

(2) 在職期間が比較的長く、その間に体得した知識経験が当該発明完成に大きな役割を果たしたとみられる場合

(3) その他特段の事情のある場合

3 補償金を受ける権利は、発明者が死亡した後であっても、その者の発明が職務発明又は第6条第2項に定める法人が承継を受けた職務発明以外の発明等の知的財産権に関する場合には、この規定により取扱い、発明者の補償金は相続人に支払う。ただし、確定した相続人及びその連絡先が確認できない場合は、この限りではない。

(異議申立)

第17条 発明者は、第5条又は第6条の規定による理事長の決定に対して異議あるときは、第12条の通知を受けた日から起算して2週間以内に理事長に書面をもって異議申立をすることができる。

2 理事長は、前項による異議申立を受けたときは、知財委員会の議を経て、異議申立を受けた日から起算して1か月以内にその結果を通知しなければならない。

(権限の委任)

第18条 理事長は知的財産の取扱いに関する権限のすべて又は一部を学長に委任できる。

(秘密の保持)

第19条 発明者、知財委員会委員その他当該発明に関係のある者は、発明の内容等の事項について出願するまでの間、その秘密を守らなければならない。

(事務)

第20条 発明に関する事務は、研究推進課において行う。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年5月14日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成15年1月21日施行の大阪医科大学職務発明取扱規則及び平成15年10月1日施行の学校法人大阪医科大学職務発明取扱規程実施細則は、廃止する。

附 則

この改正は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年12月10日から施行する。